



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン  
代表者名 代表取締役 浅川 岳彦  
(コード番号 8107 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役 木村 裕輔  
(電話 078-332-8288)

### 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 54 回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更及び定款の変更を行なうことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式併合

###### (1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単위를最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位 (5 万円以上 50 万円未満) に近づけることを目的として、株式併合 (10 株を 1 株に併合) を実施いたします。

###### (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日 (実質上 9 月 29 日) の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数 (減少する株式数は、今後変動する可能性があります。)

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	890,093,101 株
株式併合により減少する株式数	801,083,791 株
株式併合後の発行済株式総数	89,009,310 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	32,974名 (100%)	890,093,101株 (100%)
10株未満	158名 (0.5%)	477株 (0.0%)
10株以上	32,816名 (99.5%)	890,092,624株 (100.0%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行なった場合、10株未満の株式のみを所有されている株主様158名（所有株式数の合計477株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社か、当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
1,000,000,000株	350,000,000株

(7) 株式併合の条件

平成29年6月23日開催予定の第54回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合を行う理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 54 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものです。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております)

現行の定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>350,000,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 54 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
端数株式相当分の処分代金のお支払い	平成 29 年 12 月頃 (予定)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が、1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。  
今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目標としています。  
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)に近づけることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q4. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

- A. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市場の変動等ほかの要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。  
また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q5. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,050 株	1 個	105 株	1 個	なし
例③	1,003 株	1 個	100 株	1 個	0.3 株
例④	700 株	なし	70 株	なし	なし
例⑤	246 株	なし	24 株	なし	0.6 株
例⑥	8 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、全ての株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑥）、全てのご所有株式を端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社か、当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7 株式併合後も、単元未満株式の買取りは可能ですか。

- A. 株式併合後においても、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

Q 9 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

- A. 平成30年の株主優待制度は見直しを検討しております。その詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。なお、平成29年の株主優待につきましては変更ございません。

**【お問い合わせ先】**

株式併合または単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または証券会社に口座を作られていない場合は、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
	0120-094-777(通話料無料)
	受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)